

加古川市営住宅家賃に係る収入認定の更正取扱い要綱

令和4年3月1日都市計画部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第23号）（以下「条例」という。）第16条第4項、第29条第2項及び第31条第2項に規定する収入の認定、収入超過の認定及び高額所得の認定並びに加古川市営住宅設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に規定するもののほか、加古川市営住宅家賃に係る収入の認定の更正について必要な事項について定めるものである。

(対象要件)

第2条 入居者は、以下の事由により、条例第16条第3項、条例第29条第1項又は条例第31条第1項の規定により認定した収入の額が、公営住宅法施行令第2条第2項に定める収入の区分を超えて変動したときは、その収入の額の更正を求めることができる。

- (1) 入居者又は同居者が、退職し、廃業し、転職し、転業し、又は休業したとき。
- (2) 入居者又は同居者が、死亡し、又は転出したとき。
- (3) 入居者又は同居者が、所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者又は同項第29号に規定する特別障害者に該当することとなったとき。
- (4) 出生により同居者が増加したとき。
- (5) 入居者又は同居者が扶養親族で入居者及び同居者以外のものを有することとなり、又はその人数が増加したとき。

(収入認定の更正の請求)

第3条 前条の規定により収入認定の更正を請求する入居者は、規則第15条第4項又は規則第23条第2項の規定に基づき、意見申出書（規則様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の意見申出書には、所得証明書及び前条各号の事由に該当することを証する書類を添付しなければならない。

(審査及び通知)

第4条 市長は、第3条の規定による意見申出書が提出されたときは、条例第16条第4項、条例第29条第2項又は条例第31条第2項の規定に基づき、当該意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

2 家賃額の変更は、第3条第1項に規定する意見申出書が受理された日の属する月の翌月分の家賃から変更するものとする。

3 第1項により当該認定を更正したときは、規則第15条第6項又は規則第23条第4項の規定により加古川市営住宅入居者収入認定（収入超過認定・高額所得認定）更正通知書（規則様式第12号）により入居者に通知するものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から適用する。